

大和市告示第54号

大和市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図るため、本人にその旨を通知することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する次に掲げる証明書等をいう。

ア 住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し

イ 住民票記載事項証明書

ウ 戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）

エ 戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書又は一部事項証明書（それぞれ除かれたものを含む。）

オ 戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）

カ 戸籍届出書記載事項証明書

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、当該交付を受けることをいう。

(3) 本人 住民票の写し等に係る交付請求書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（当該交付請求対象者の法定代理人を含む。）をいう。

(4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5) 職務上請求書 特定事務受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住民票の写し等の証明書の不正取得に係る本人通知書により本人に通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになった場合
- (2) 国、県その他関係機関の通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得した事実が明らかになった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合に準ずると認めた場合

2 前項の規定により通知する事項は次のとおりとする。

- (1) 本人の氏名
- (2) 本人の住所又は本籍
- (3) 本人が属する世帯の世帯主又は本人の戸籍の筆頭者の氏名
- (4) 請求の種別及び通数
- (5) 利用目的又は事由（特定事務受任者からの請求にあつては、業務の種類を含む。）
- (6) 不正取得者の氏名及び住所（法人にあつては事業所の名称及び所在地）
- (7) 交付年月日
- (8) 特定事務受任者からの請求の場合は、依頼者の氏名又は名称
- (9) 現に請求の任に当たった者が請求者と異なる者であったときは、当該請求の任に当たった者の氏名
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が通知する必要があると認める事項

(通知後の対応)

第4条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第5条 市長は、不正取得者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対して、必要に応じて再発防止の取組を要請するものとする。

(様式)

第6条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|--------------------------|------|
| 第1号様式 | 住民票の写し等の証明書の不正取得に係る本人通知書 | 第3条 |